

岩手県後期高齢者医療広域連合入札結果等の公表に関する要領

(令和5年12月20日事務局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県後期高齢者医療広域連合が行う契約に係る入札結果等の公表(以下「公表」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする契約は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札に付する契約
- (2) 随意契約のうち、予定価格が岩手県後期高齢者医療広域連合財務規則(平成19年規則第22号)第120条各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えるもの

(公表する事項)

第3条 前条第1号の契約について公表を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 契約の名称
- (2) 契約の方法
- (3) 契約履行期間
- (4) 契約業者
- (5) 契約金額

2 前条第2号の契約について公表を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 契約の名称
- (2) 契約の方法
- (3) 契約履行期間
- (4) 契約業者
- (5) 契約金額
- (6) 随意契約の根拠法令

(公表の方法)

第4条 公表は、岩手県後期高齢者医療広域連合のホームページへの掲載により行うものとする。

(公表の期間等)

第5条 公表は、原則として四半期毎に行うものとする。

2 公表の期間は、2年とする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、公表について必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月20日から施行する。